

第5号報告 公益社団法人足利法人会嘱託職員規程の制定について

公益社団法人足利法人会 嘱託職員規程の制定について

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人足利法人会（以下「本会」という。）就業規則（以下「就業規則」という。）第3条2号で定める嘱託職員の就業について必要な事項を定め、適正な勤務の確保及び嘱託職員の身分の安定を図ることを目的とする。

(この規則と他の法令との関係)

第2条 この規則に定める事項のほか、嘱託職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(嘱託職員の定義)

第3条 この規程に定める嘱託職員とは、次の各号の一に該当し、雇用契約を締結した者をいう。

(1) 本会の職員として勤務し、就業規則第33条に規定する定年に達したことにより退職した者で、就業規則第34条による再雇用の適用を受けた者

(2) 前項に関わらず、本会の業務遂行上の必要性により、嘱託職員として採用した者

(上司の定義)

第4条 就業規則第5条に準じる。

(サービスの原則)

第5条 就業規則第6条に準じる。

(禁止事項)

第6条 就業規則第7条に準じる。

第2章 採 用

(嘱託職員の採用)

第7条 就業規則第8条に準じる。ただし、定年再雇用により引き続き嘱託職員となる者については、この限りではない。

(書類の提出)

第8条 就業規則第9条に準じる。ただし、定年再雇用により引き続き嘱託職員となる者については、この限りではない。

(試用期間)

第9条 就業規則第10条に準じる。ただし、定年再雇用により引き続き嘱託職員となる者については、この限りではない。

(労働条件の明示等)

第10条 就業規則第11条に準じ、合わせてこの嘱託規程を交付する。

(雇用契約期間)

第 11 条 嘱託職員の雇用契約期間は、次のとおりとする。

(1) 第 3 条 1 号に定める嘱託職員は、原則 1 年単位の嘱託契約とし、65 歳に達する日の直後の賃金締切日までを限度に労使双方の合意により更新するものとする。なお、本会が特に必要と認めた場合には、満 65 歳以降も引き続き期間を定めて雇用することがある。ただし、その期間は満 70 歳に達する日の直後の賃金締切日までを限度とする。

(2) 第 3 条 2 号に定める嘱託職員は、原則 1 年単位の嘱託契約とし、労使双方の合意によりその契約を更新するものとし、その契約通算年数は 5 年を限度とする。

第 3 章 勤 務

(勤務時間及び休憩時間)

第 12 条 就業規則第 14 条に準じる。ただし、個別契約により別段の定めをした場合は、この限りではない。

(休 日)

第 13 条 就業規則第 15 条に準じる。ただし、個別契約により別段の定めをした場合は、この限りではない。

(臨時休業)

第 14 条 就業規則第 16 条に準じる。

(非常災害時の勤務)

第 15 条 就業規則第 17 条に準じる。

(時間外勤務及び休日勤務)

第 16 条 就業規則第 18 条に準じる。ただし、個別契約により別段の定めをした場合は、この限りではない。

(時間外勤務手当)

第 17 条 就業規則第 19 条に準じる。ただし、個別契約により別段の定めをした場合は、この限りではない。

(適用除外)

第 18 条 就業規則第 20 条に準じる。

(年次有給休暇)

第 19 条 就業規則第 21 条に準じる。ただし、第 3 条 1 号に定める嘱託職員は、定年前の年次有給休暇を繰り越すことができる(付与後 2 年以内のもの)。また以降の休暇日数については、定年前の勤続年数を通算し、付与するものとする。
2 前項に関わらず、短時間勤務の嘱託職員については、個別契約により別段の定めを行うものとする。

(特別休暇)

第 20 条 就業規則第 22 条に準じる。

(産前産後の休業)

第 21 条 就業規則第 23 条に準じる。

(育児介護休業)

第22条 就業規則第24条及び第25条に準じる。

(出勤等)

第23条 就業規則第26条に準じる。

(欠勤)

第24条 就業規則第26条に準じる。

(出張)

第25条 就業規則第27条に準じる。

第4章 給 与

(給与の形態)

第26条 嘱託職員の給与の形態については、次のとおりとする。

(1) 第3条1号の規定により嘱託職員となった者の給与月額、その者の退職時における基本給の100分の70相当額とする。

(2) 第3条2号の規定により嘱託職員となった者の給与月額は、当該嘱託の職務責任、経験その他をしん酌して、雇用契約締結時に決定する。

2 前項各号に関わらず、個別契約により別段の定めをした場合は、この限りではない。

(給与の支給方法及び支給日)

第27条 職員給与規程第3条に準じる。

(非常時払)

第28条 職員給与規程第3条に準じる。

(採用時の給与)

第29条 職員給与規程第5条に準じる。

(月例給与の構成)

第30条 月例給与の区分は、原則として基本給及び諸手当とし、各給与の取扱は職員給与規程に準じるものとする。ただし、個別契約により別段の定めをした場合は、この限りではない。

(昇給)

第31条 嘱託職員期間中における昇給は、原則として、これを実施しないものとする。

(賞与)

第32条 嘱託職員期間中における賞与は、原則として、これを実施しないものとする。

第5章 休職、退職及び解雇

(休職)

第33条 嘱託職員期間中における休職は、原則として、これを実施しないものとする。

(退 職)

第 34 条 嘱託職員が次の各号の一に該当する場合は退職とする。

- (1) 雇用期間が満了したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 雇用期間中に本人から退職希望の申し出があり本会がこれを認めたとき
- (4) 前条を適用した場合、休職期間満了後に復職できないとき
- (5) 行方不明となり、その期間が継続して 30 日に達したとき
- (6) その他、本会が業務上退職を必要と認めたとき

(退職願の提出)

第 35 条 就業規則第 35 条に準じる。

(解 雇)

第 36 条 就業規則第 36 条に準じる。

(解雇制限)

第 37 条 就業規則第 37 条に準じる。

(業務引継)

第 38 条 就業規則第 38 条に準じる。

(債務清算)

第 39 条 就業規則第 39 条に準じる。

(金品の返還)

第 40 条 就業規則第 40 条に準じる。

(退職後の義務)

第 41 条 就業規則第 41 条に準じる。

(退職証明書)

第 42 条 職員就業規則第 42 条に準じる。

(退職手当)

第 43 条 嘱託職員の退職手当については、これを実施しないものとする。

第 6 章 表彰及び懲戒等

(表彰及び懲戒等)

第 44 条 第 6 章で定める表彰及び懲戒等については、就業規則に準じる。

第 7 章 安全及び衛生

(安全及び衛生)

第 45 条 第 7 章で定める安全及び衛生については、就業規則に準じる。

第 8 章 災害補償及び休業手当

(災害補償及び休業手当)

第 46 条 第 8 章で定める災害補償及び休業手当については、就業規則に準じる。

第9章 雑 則

(雑則)

第47条 第9章で定める雑則については、就業規則に準じる。

附 則

この規程は、平成30年3月16日から施行する。

第1号議案 平成29年度事業報告について

平成29年度事業報告

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

1. 概況

足利法人会は、公益社団法人の法律要件を踏まえ、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。」という法人会の基本理念に基づき、企業の自己研鑽及び地域の健全な発展に貢献するために各種の事業に取り組んでまいりました。

そこで、会の存立基盤であります組織については、組織委員会を中心として、積極的な会員増強運動を行い、新会員も28社の入会がありましたが、時代の動向を反映して、62社の退会を抑制することができませんでした。今後とも、一般市民も含めて、「法人会」の持つ公益的な性格を積極的にPRするとともに、会員増強活動を更に進めていくことが肝要であります。

さらには、決算期別法人税・消費税等申告説明会におきまして、消費税の軽減税率への対応について、その都度聴講者に説明し、その周知に努めてまいりました。併せて、法人会作成の「自主点検チェックシート」の有効活用についても、その都度、利用促進を啓発してきたところであります。

また、MD部会を中心に「租税教室講師の派遣」を行うとともに、女性部会におきましては、「税に関する絵はがきコンクールの募集」を行うなど、税に関する知識の向上等に積極的に取り組みました。

これ偏に、会員皆様方のご支援、ご協力の賜物と改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも益々のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

以下、本年度に実施した主な事業等は、次のとおりです。

2. 組織

会員の確保については、会の運営の活性化に資するとともに、当会の財政基盤の強化にも繋がることから、10月から3月までを会員増強月間と定め、その会員増強運動に取り組みました。その結果は、以下のとおりであります。

(1) 会員の状況 (年度末会員数には、20名の個人賛助会員を含む。)

平成29年4月1日	入会	退会	平成30年3月31日	全法人数	加入率
1,770	28	62	1,736	3,649	47.0

(2) MD部会

平成29年4月1日	入会	退会	平成30年3月31日
57	5	0	62

(3) 女性部会

平成29年4月1日	入会	退会	平成30年3月31日
40	1	3	38